

衆議院 第九十回国会 經濟産業委員会 議事録 第十号

平成二十八年五月十一日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 高木美智代君

理事 神山 佐市君

理事 佐藤ゆかり君

理事 山際大志郎君

理事 升田世喜男君

理事 六見 陽一君

理事 石川 昭政君

理事 尾身 朝子君

理事 岡下 昌平君

理事 勝俣 孝明君

理事 塩谷 立君

理事 関 芳弘君

理事 武井 俊輔君

理事 寺田 稔君

理事 根本 幸典君

理事 福田 達夫君

理事 星野 剛士君

理事 前田 一男君

理事 宮崎 政久君

理事 築 和生君

理事 大島 章宏君

理事 近藤 洋介君

理事 階 猛君

理事 田嶋 要君

理事 中根 康浩君

理事 中野 洋昌君

理事 真島 省三君

理事 林 幹雄君

理事 鈴木 淳司君

理事 星野 剛士君

理事 佐々木 紀君

理事 田中 良生君

理事 伴野 豊君

理事 富田 茂之君

理事 井野 俊郎君

政府特別補佐人 (原子力規制委員会委員長)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務流通保安審議官)

政府参考人 (経済産業省産業技術環境局長)

政府参考人 (経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局局長)

政府参考人 (資源エネルギー庁長官)

政府参考人 (資源エネルギー庁資源工ネルギー政策統括調整官)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー部)

政府参考人 (資源エネルギー庁資源・燃料部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

政府参考人 (環境省大臣官房審議官)

政府参考人 (経済産業委員会専門員)

委員の異動

五月十一日

辞任

穴見 陽一君

石川 昭政君

寺田 稔君

富樫 博之君

福田 達夫君

宮崎 政久君

近藤 洋介君

中根 康浩君

補欠選任

武井 俊輔君

根本 幸典君

堀井 学君

藤原 崇君

小田原 潔君

井野 俊郎君

佐々木隆博君

階 猛君

高井 崇志君

和生君

重義君

陽一君

鷹之君

博之君

一男君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

○高木委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として経済産業省大臣官房商務流通保安審議官住田孝之さん、経済産業省産業技術環境局長井上宏司さん、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局局長松尾剛彦さん、資源エネルギー庁長官日下部聡さん、資源エネルギー庁資源工ネルギー政策統括調整官吉野恭司さん、資源エネルギー庁省エネルギー部部長藤木俊光さん、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長多田明弘さん及び環境省大臣官房審議官深見正仁さんの出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。高井崇志さん。

○高井委員 岡山から参りました民進党の高井崇志でございます。

きょうは、質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

再生可能エネルギー特措法、通称FIT法、極めて重要な法律だと思いますが、幾つか問題点があると考えておりますので、きょうは志願をして質問させていただきます。

ただ、ちよつとその前に、一般質疑でも取り上げた川内原発の問題について、二、三お聞かせをいただきたいというふうに思います。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

いたしました。

○高木委員長 この際、本案に対し、真島省三さんから、日本共産党提案による修正案が提出されており、提出者から趣旨の説明を求めます。真島省三さん。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する修正案  
〔本号末尾に掲載〕

○真島委員 私は、日本共産党提出の修正案について、その提案理由及び趣旨を御説明いたします。

二〇二二年七月にスタートしたFIT制度は、それまで、RPS方式により、電力会社に対し極めて低水準の新エネルギー利用しか義務づけてこなかった我が国にとって、まさに画期となる制度となりました。このもとで二千五百万キロワットを超える再生エネルギーの導入が進んだことは、FIT制度が再生エネルギー促進策として大きな役割を果たしてきたことを示しています。

今後、再生エネルギーを加速するためには、一般送配電事業者が接続義務を果たさせることと系統増強の義務づけが不可欠です。しかし、政府案にはこの点についての踏み込んだ措置は講じられておりません。

そこで、政府案の問題点を解決するとともに、制度上の不足を補い、運用上の問題を是正するために、この修正案を提出することいたしました。

以下、要旨を説明します。

○藤野委員 私は、日本共産党を代表して、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対し、我が党提出の修正案に賛成、修正部分を除く政府原案に対し反対の立場で討論を行います。

強を初めとした措置を講ずることを義務づけられます。

この二点の修正により、再生エネルギーにより生み出された電気が確実に系統に接続され、供給されます。FIT制度があるが使えない現状を打開するものになると期待しています。

第三は、今回新たに導入される入札制度をあくまで試験的、限定的な導入にとどめるための修正です。そもそも、一定の導入量を低価格で買い取るFIT制度の根幹を本質的に変えるものになりかねません。また、地域密着型・中小規模の再生事業者の参入を阻害するとの懸念の声も多く寄せられていることから、対象電源を大規模太陽光に限定するとともに、入札業務を行う指定入札機関に関する規定を削除することとしたしております。

第四は、一般送配電事業者への系統拡張義務づけに伴う国民負担の軽減と、原発から再生エネルギーへの転換を図るために、電気料金に上乗せされている電源開発促進税を再生設備の設置や系統増強費用に充てること等、再生エネルギーの利用拡大に係る財源について速やかに検討を行い、所要の措置を講ずるものとするものです。

委員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、私の提案理由説明といたします。

○高木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○高木委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。藤野保史さん。

○藤野委員 私は、日本共産党を代表して、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対し、我が党提出の修正案に賛成、修正部分を除く政府原案に対し反対の立場で討論を行います。

二〇二二年七月にスタートしたFIT制度は、

再生エネルギー促進策として一定の役割を果たしてきました。しかし、再生エネルギーの割合はまだ全体の三%にすぎません。今求められているのは、再生エネルギーをさらに強く後押しするための改革です。ところが、本法案は逆に、一般送配電事業者の主導性を一層強め、再生エネルギーの導入を抑制する中身になっており、容認できません。

反対理由の第一は、FIT制度の根幹である接続義務規定を削除するものだからです。

第五條の接続義務については、経産省は、FIT法制定時には、接続要請は原則全て受ける、省令の例外規定により拒否されるケースは極めてまれと答弁していました。

ところが、系統容量の不足を口実とした九電ショック以降の接続保留により、FIT制度があつても使えない事態がもたらされました。経産省は、この事態に対し、接続義務を果たさせる責任を投げ捨て、再生エネルギーの接続可能量の算定を電力会社に委ね、無制限、無補償の出力抑制を容認したのです。その結果、法律による義務づけが省令で骨抜きにされる、まさに脱法的な省令改正が行われました。

この対応への反省もなく、いわば優先接続規定とも言える本条項を削除したらどうなるか。再生エネルギーのブレーキとなることは明白です。

反対理由の第二は、FITの買い取り対象となる事業者の認定制度をこれまでの設備認定から系統連系契約後の事業認定に変更することにより、一層、一般送配電事業者主導の仕組みとなるからです。

再生エネルギーが進んでいるヨーロッパの例を見ても、FITのような導入促進策と系統システム強化対策を両輪で進めることが不可欠であり、その方向にこそ踏み出すべきです。

反対理由の第三は、対象となる電源や規模を明示しないままで入札制度を導入することが、地域密着型・中小規模の再生事業者の参入を阻害しかねないからです。

日本共産党は、二〇三〇年に四割の再生エネルギー

を達成するために、再生エネルギー原発を優先する仕組みを見直して、市民、地域主体の地産地消の取り組みを後押しする施策の実現に全力で取り組みます。その決意を表明して、反対討論といたします。(拍手)

○高木委員長 これにて討論は終局いたしました。

○高木委員長 これより採決に入ります。内閣提出、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、真島省三さん提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○高木委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○高木委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○高木委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、山際大志郎さん外三名から、自由民主党、民進党・無所属クラブ、公明党及びおおさか維新の会の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。升田世喜男さん。

○升田委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)